

平成30年度 前橋市立第五中学校 部活動に係る活動方針

平成30年8月28日

1 目的

学校教育の一環として、生徒の自主的、自発的な参加により行い、スポーツや文化及び科学に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等を図る。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部14部、文化部4部(大会参加3団体)を設け、それぞれ顧問教師1名以上、生徒に部長、副部長各1名(ただし、部によって名称や人数は異なる)をおく。

【運動部】 野球部、ソフトボール部(女)、サッカー部、卓球部(男)、バスケットボール部(男女)、バレーボール部(男女)、ソフトテニス部(男女)、陸上部(男女)、剣道部(男女)

【文化部】 吹奏楽部、自然科学部、美術部、茶道部

(2) 活動日及び活動時間について

① 週当たりの休養日の設定…週2日以上休養日を設定する。

○ 平日に1日(基本的には月曜日)、土・日曜日のいずれか1日、計2日以上とする。

※ 詳細は各部活動ごとの活動計画によるものとする。

○ 大会参加等により、やむを得ず土・日曜日に活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。ただし、ボランティア活動等は本活動方針に含めないものとする。

② 長期休業中の休養日の設定…①と同様とする。

○ 生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、夏季休業中における完全休業日は休養期間とする。

○ やむを得ず土・日曜日や夏季休業中における完全休業日に、大会参加等により活動する必要がある場合は、代替休養日を確保する。

③ 活動時間(放課後の部活動活動時間)

○ 合理的でかつ効果的・効率的な活動を行い、長くとも平日では2時間程度で練習を終える。学校の休業日(学期中の土・日曜日を含む)では、3時間程度で活動を終える。

○ 練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分に配慮して休養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
活動終了	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	18:00	17:30	17:30	17:00	17:00	17:00	17:30
完全下校	18:15	18:15	18:15	18:15	18:15	18:15	17:45	17:45	17:15	17:15	17:15	17:45
延長終了	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	18:30	18:00	18:00	17:30	17:30	17:30	18:00
延長完全下校	18:45	18:45	18:45	18:45	18:45	18:45	18:15	18:15	17:45	17:45	17:45	18:15

※ 顧問教師の指導がある場合は、30分の活動延長をすることができる。

※ 4月から9月の間、朝練習を行う部は延長はしない。

④ 朝練習

○ 朝練習は、顧問の指導の下、保護者の理解を得た上で希望者のみ参加する。

○ 活動時間は、7:30～8:00とする。

(3) 駅伝大会に向けての練習(駅伝部の練習)

期間限定の駅伝部の活動については、他種目の部活動に所属する生徒が重複して参加することが多いことから、本活動方針とは別の計画で実施する。休養日については、原則として(2)①②に準じる。

3 経費

活動に当たる経費を生徒会費、文化体育後援会費から補助する。

4 部活動への入部・退部

(1) 入部について

担任から入部届を受け取り、必要な手順を踏んで顧問に提出する。

- 2, 3年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。
 - ① 担任から入部届を受け取る。
 - ② 必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
 - ③ 担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
 - ④ 保護者印、担任印が押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。
- 1年生が部活動へ加入を希望する際は、以下の手順による。
 - ① 部活動説明会を聞く。
 - ② 体験入部(仮入部)をする。
 - ③ 担任から入部届を受け取る。
 - ④ 必要事項に記入し、保護者の承諾印をもらう。
 - ⑤ 担任に入部届を提出し、承諾印をもらう。
 - ⑥ 保護者印、担任印が押印された入部届を、生徒が部活動顧問に提出する。

(2) 退部について

退部を希望する生徒は、担任、部活動顧問と相談した後、顧問から退部届を受け取り、担任と保護者の承諾印をもらい、顧問に提出する。

5 参加する大会等の精選

中学校体育連盟の主催大会、各種コンクール大会や発表会、市町村主催、関係団体主催など、多くの大会等が開催されており、生徒の技能の向上だけでなく、心身の健康についても配慮するため、参加する大会等を精選する。

6 部活動運営

(1) 外部指導者(部活動指導員)について

専門的な指導を求める生徒や保護者のニーズに応えるとともに、教職員の指導力の向上、負担軽減のためにも、校長の了解の下、(部活動指導員や)外部指導者を活用する。

ただし、部活動は学校において計画する教育活動であることを踏まえ、顧問との役割分担を明確にした上で、各部の状況に合わせて活用する。

(2) 適切に部活動を実施するため、学校職員、保護者、地域スポーツ・文化関係者等で組織する部活動検討委員会を設置する。委員会において適切な部活動に運営について意見交換を行う機会を設ける。

7 その他

(1) 生徒の健康・安全・体力・学習・家庭生活等を考慮し、次の場合は、学校の実態に応じて、練習等行わない期間を設定する。

- ・定期テストの前日及び、最終日を除く期間中
- ・泊を伴う行事の前日及び当日の期間
- ・荒天・災害等で影響のある期間
- ・その他、校長の定める期間

(2) この「前橋市立第五中学校部活動に係る活動方針」は、平成30年9月25日より実施する。